

国保からのお知らせ

保険証の切り替えを忘れていませんか？

～届け出は14日以内に確実に～

4月は就職や退職、就学などによる異動が最も多い月です。職場の健康保険への加入や脱退をしたときは、14日以内に必要な書類をそろえて、保険証の切り替えの手続きをしてください。

届け出をしないと国民健康保険（国保）の資格が残ったままになり、国保税が課税されます。また、さかのぼって国保に加入した場合、その期間の国保税をまとめて納付しなければならないことがあります。資格のない保険証で医療機関にかかると、保険給付を誤って受けることになり、医療費を清算しなければならなくなります。

自分の加入している保険制度をしっかりと把握して、正しい保険証で医療機関を受診しましょう。

■手続き先 市民生活課戸籍住民係 または各支所地域振興室

■問い合わせ 保健医療課国保年金係 ☎0824-73-1158 または各支所地域振興室

	こんなときは	これを持って市役所へ
国保に加入するとき	他の市町村から引っ越してきたとき	他市町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめたことの証明書
	家族の職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなったことの証明書
国保をやめるとき	他の市町村に引っ越すとき	保険証
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の保険証
	家族の職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保と被扶養者の新しい健康保険の保険証
その他	住所、世帯主、氏名が変わったとき	保険証
	修学のため、別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書

※本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証など）も持参してください。



節目の届け出を忘れずに

保健医療課国保年金係 ☎0824-73-1158

本年度の
月額保険料は
16,980円です

退職や転職、結婚などさまざまな節目には、国民年金の加入の種類や保険料の納め方が変わるため、その都度届け出が必要です。届け出を忘れると、将来受け取る年金額が減額になったり、受け取れなくなったりする場合があります。忘れずに届け出ましょう。

届け出が必要なとき	手続きの内容	持参するもの
勤務先を退職したとき (厚生年金加入者の場合)	第2号被保険者から第1号被保険者へ変更 (第3号被保険者に該当する場合を除く)	<ul style="list-style-type: none"> 年金手帳または基礎年金番号通知書 社会保険などの資格を喪失した証明書 (勤務先で作成)
配偶者に扶養されていたが ①扶養から外れたとき ②配偶者が厚生年金資格を 喪失したとき	第3号被保険者から第1号被保険者へ変更	

被保険者の種別

加入者は、職業などによって、右の3つのグループに分かれています。

1号	自営業者、学生、農林漁業者など。 加入手続きは市役所国民年金担当窓口で行います。
2号	会社員や公務員など、厚生年金保険や共済組合に加入している人。 加入手続きは勤務先が行います。
3号	第2号被保険者に扶養されている配偶者。 加入手続きは第2号被保険者の勤務先を経由して行います。

20歳以上の学生も、国民年金に加入します！

20歳以上の人は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。20歳になった人には、日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」や国民年金保険料の納付書などが届きます。

なお、申請により後払いにできる「学生納付特例制度」があります。しかし、この制度の申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障害が残った場合に受け取れる「障害年金」を、受けることができなくなりますのでご注意ください。